

## 成績評価・修了の認定、卒業進級、成績分布と客観的指標に関する規定

### 【成績評価・修了の認定に関する諸規定】

#### 学則第9条（授業時数の単位数への換算）

本校の授業時数を単位数に換算する場合、講義については15時間を1単位とし、演習については30時間をもって1単位とする。また、実習・実技授業は45時間をもって1単位とする。

但し、キャリアデザイン・コミュニケーション科における演習については、15時間を1単位とし、実習・実技授業は30時間をもって1単位とする。

保育士科における保育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲについては、実習日数10日間をもって2単位とする。

#### 学則第10条（修了の認定）

学校長は、教育課程の定めるところにより、学年ごとに修了すべき科目について評価を行い、合格者に対して当該科目の修了を認定する。

- 2 第1項に定める評価の方法は定期試験及び臨時試験(論文・レポートを含む)、平素の学習状況、出席状況の3要素で評価する。評価は「A」「B」「C」「D」「E」「F」で行い、「D」以上で合格とする。但し、学校長が必要と認めた場合には、これら以外の表記で成績を表すことができる。評価方法の詳細については別に定める。
- 3 相談援助実習及び介護実習を除く各学科目の出席時間数が別表で定める時間数の10分の7に満たない者については、当該科目の修了の認定は行わない。
- 4 相談援助実習及び介護実習の出席時間数が別表に定める時間数の5分の4に満たない者については、当該科目の修了の認定は行わない。
- 5 学外における実習の成績評価は、実習施設の評価と学校の評価等を総合的に判断する。
- 6 成績評価による学業結果を総合的に判断する指標として、総合平均点(Grade Point Average)に相当するもの。以下「GPA」という)を用いる。GPA制度による評価については別に定める。

#### 学則第11条（学習の評価）

前条第2項で定める成績評価は次のとおりとする。

A(100~90点) B(89~80点) C(79~70点)

D(69~60点) E(出席不良) F(59点以下)

- 2 第1項に定めるE評価(出席不良)とは前条第3項および第4項で定めるとおりとし、定期試験の受験資格を喪失する。

#### 学則施行細則第4条（科目評価）

各科目について定期試験、毎回授業にて実施する小テストの2要素でAからFの6段階評価を行う。

2. 小テスト 40%の配分を総合し評価する。  
ただし、社会福祉士養成科を除く。
3. GPA 制度による評価点は、A(4点)、B(3点)、C(2点)、D(1点)、E・F(0点)とし、その合計点数を科目数で除したものとする。  
GPA 算出は前期、後期終了後、年2回実施します。

#### 学則施行細則第 5 条 (実習評価)

実習評価は実習前教育の評価、実習施設の評価、実習後教育の評価の3要素で評価し、実習指導の科目がある場合は、別に単位に換算する。

2. 評価記述(A～F)は「科目評価の基準」を準用する。
3. 実習参加の最低条件は以下の項目の全てを満たすものである。
  - (1) 実習までの履修科目的出席率がすべて良好であること。
  - (2) 実習に対して十分な目的意識とやる気を有していること。
  - (3) 身体的・精神的・社会的に実習に耐えうる健康状態であること。
  - (4) 身なりや態度が実習に臨むにふさわしいと判断された者。
  - (5) 実習前試験に合格した者であること。
4. 前項の実習参加の判定は、教務部長が行う。  
実習の出席時間数が必要時間数の5分の4に満たない者は、修了の認定を行わない。

#### 【卒業・進級に関する規定】

##### 学則第21条 (卒業)

本校所定の課程を修了した者には、卒業証書を授与する。

##### 学則施行細則第 14 条(卒業・進級基準)

各学期ごとに全科目 A～D までの評価を得た者は、必要単位数取得者となり、進級することができる。

2. 卒業時までに別途定めたディプロマポリシーに記載されている能力・資質を身につけ、学年毎に修了すべき教科目の授業に 70%以上出席し、試験に合格している者は科目修了と認定し、卒業進級判定会議で認められた者を学校長が卒業を認定する。
3. 不合格科目(E 評価・F 評価)を有する者は以下の通りとする。
  - (1) 不合格科目が1科目でもある者は留年となる。

## 【成績分布並びに客観的指標に関する規定】

### ～ GPA(Grade Point Average)制度による評価規定 ～

GPA 制度とは欧米の大学等で行う一般的な成績評価方法で、学生一人ひとりの履修科目の成績評価をグレード・ポイント(以下「GP」という。)に置きかえた平均を数値により表すものです。この規定は、学則第10条第6項(修了の認定) 学則第11条第1項(学習の評価) 並びに学則施行細則第4条(科目評価)、学則施行細則第5条(学習評価)を受け、GPA による評価方法を規定します。

#### (GPA 制度導入の目的)

第1条 GPA は学生の成績を数値化し、客観的に把握するためのものです。学修成績全体の状況を把握し、学生の学習意欲の向上及び適切な修学指導に役立たせると共に、海外への留学や就職等、国際的な評価に対応させることを目的とする。

#### (GPA の算出方法)

第2条 学則施行細則第4条第2項に定める評価に対する GP のポイントと、GPA を算出する計算式は以下のとおりとする。

実点数範囲	100点～90点	89点～80点	79点～70点	69点～60点	59点以下 または出席不良
成績評価	A	B	C	D	E または F
GP	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0

#### 【GPA を算出する計算式】

$$GPA = \frac{\text{(該当授業科目の単位数} \times \text{各授業科目で得た GP}) \text{の合計}}{\text{当該学期に評価を受けた各授業科目の単位数の合計}}$$

(GPA の算出は、小数点以下第3位以下を四捨五入するものとする)

#### (GPA 算出の対象科目)

第3条 GPA 算出の対象科目は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野のうち学則施行細則第4条 第2項に定める試験等による成績評価を行う授業科目であって、各学科において卒業要件に算入できる授業科目とする。

- 2 ただし、次の各号に該当する授業科目については、GPA の計算から除ぐものとする。
  - (1) 入学前に他の専門学校や大学(短期大学含む)において履修した授業科目、又は海外の職業学校や大学(短期大学含む)において履修した授業科目(科目履修生として履修した授業科目を含む)
  - (2) 本校在学中に他の専門学校や大学(短期大学含む)において履修した授業科目、または海外の職業学校や大学(短期大学含む)において履修した授業科目
  - (3) 学則の規定による編入学等に伴い、本校の授業を学修したものと同等以上の学力があると認定された授業科目